様式第１号（別紙１）

**誓約書（法人用）**

**ぐんま生産性向上等支援補助金の申請にあたり、下記事項の内容を誓約します。**

**（誓約事項を確認し、左の欄にチェック（☑）を記入してください。）**

□　中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者又は組合等の団体及びNPO法人、中小企業等経営強化法第２条第５項で規定する者のうち資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるものに該当します。

□　群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が群馬県内にあることに該当します。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者ではありません。

□　群馬県内の事業所に常時使用する従業員（※1）を１人以上雇用しています。

□　国税及び地方税の滞納はありません。

□　過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。

□　過去５年間に重大な法律違反等はありません。

□　風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

□　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係はなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

□　会社更生法（平成14年法律第154号及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていません。

□　引き上げ後の賃金水準を１年間継続します。

□　パートナーシップ構築宣言を宣言しています。

□　群馬県から申請内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。また、群馬県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。

□　申請書類に記載された情報は、関係行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

□　虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意します。

（※1）常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

1. 会社役員、個人事業主
2. 日々雇い入れられる者
3. ２ヶ月以内の期間を定めて使用される者
4. 季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者

様式第１号（別紙２）

**誓約書（個人事業主用）**

**ぐんま生産性向上等支援補助金の申請にあたり、下記事項の内容を誓約します。**

**（誓約事項を確認し、左の欄にチェック（☑）を記入してください。）**

□　群馬県内の税務署へ開業届を提出しています。

□　中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者又は組合等の団体及びNPO法人、中小企業等経営強化法第２条第５項で規定する者のうち資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるものに該当します。

□　群馬県内の事業所に常時使用する従業員（※1）を１人以上雇用しています。

□　国税及び地方税の滞納はありません。

□　過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。

□　過去５年間に重大な法律違反等はありません。

□　風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

□　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係はなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

□　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生を行っていません。

□　引き上げ後の賃金水準を１年間継続します。

□　群馬県から申請内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。また、群馬県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。

□　申請書類に記載された情報は、関係行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

□　虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意します。

（※1）常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

1. 会社役員、個人事業主
2. 日々雇い入れられる者
3. ２ヶ月以内の期間を定めて使用される者
4. 季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者